

[別紙]

監視区域（小笠原村）の事前届出について

◎担当窓口

* 都においては、2,000㎡未満の土地売買等に関する届出は、小笠原村に事務処理を委任しています。

小笠原村(事前相談、届出の受理・審査)

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町

小笠原村財政課財政係 (直) 04998-2-3112

東京都(事前相談、届出の審査)

※東京都へ直接届出書を提出することはできません。

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2 - 8 - 1 (都庁第二本庁舎 12階北側)

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課 (直)03-5388-3216～7

* 詳細については、下記東京都都市整備局のホームページをご覧ください。

- ・ 国土利用計画法に基づく監視区域の指定について

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/tochi/tochi_4.htm

- ・ 監視区域（小笠原村）の事前届出制度について

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/sinsei/pdf/kokudo_05.pdf